

# 山梨県公報

号外第四十号

平成三十年

九月十九日

水曜日

## 目次

### 規則

○山梨県生活保護法施行細則等の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第二十四号

山梨県生活保護法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月十九日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県生活保護法施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県生活保護法施行細則の一部改正)

**第一条** 山梨県生活保護法施行細則(昭和三十七年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに法」を「法」に、「については」を「並びに法第五十五条の五第二項において準用する法第五十五条の四第二項の規定による進学準備給付金の支給に関する事務の委任については」に改める。

第六条中「第十四号様式」を「第十五号様式」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第十三号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(進学準備給付金に係る申請書)

**第五条** 施行規則第十八条の九第一項の申請書は、第十三号様式によるものとする。

第十四号様式中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第十三号様式中「第5条」を「第9条」に改め、同様式を第十四号様式とし、第十二号様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 (大学等に進学する者)  
住所又は居所  
氏名

印

進学準備給付金申請書

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
  - 2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
  - 3 進学先  
学校名 \_\_\_\_\_
  - 4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)  
 大学等進学前の住宅と同じ  
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)  
 居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_
  - 5 関係書類  
 (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
 ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
 ・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し  
 ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し  
 (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し  
 (3) その他支給決定に当たり必要な書類  
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
  - 6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)  
 金融機関名 \_\_\_\_\_銀行・信用金庫・信用組合  
 (該当する金融機関の種類に○をしてください。)  
 支店名 \_\_\_\_\_支店 (ゆうちょ銀行除く。)  
 記号 

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)  
 預金種類  普通預金  当座預金  
 (該当する□にチェックを入れてください。)  
 口座番号 

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

 (右に詰めて御記載ください。)  
 (カ ナ)  
 口座名義人 \_\_\_\_\_
- ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

(山梨県事務委任規則の一部改正)

**第二条** 山梨県事務委任規則(昭和四十三年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中タをソとし、ヲからヨまでをカからレまでとし、同号ル中「第五十条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に改め、同号ルを同号ワとし、同号ヌ中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改め、同号ヌを同号ヲとし、同号リの下に次のように加える。

又 第三十条第一項ただし書の規定による措置

ル 第三十条第三項の規定による家庭裁判所の許可を得て行う同条第一項ただし書の措置

第三条第三号に次のように加える。

ツ 第八十一条の三の規定による情報の提供、助言等

第三条第六号中「あつて」を「あつて」に改め、同号イ中「第三号イからリまで及びルからヨまで」を「第三号イからルまで及びワからレまで」に改め、同号ロ中「第三号イからリまで、ル及びワからヨまで」を「第三号イからルまで、ワ及びヨからレまで」に改め、同号ハ中「第三号イからリまで及びルからヨまで」を「第三号イからルまで及びワからレまで」に改める。

(山梨県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部改正)

**第三条** 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則(平成二十八年山梨県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条中山梨県事務委任規則第三条第三号にツを加える改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の山梨県生活保護法施行細則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、第一条の規定による改正後の山梨県生活保護法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番